

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900224号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900104号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月13日の標準賞与額を48万円に訂正することが必要である。

平成25年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成25年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月

② 平成25年12月13日

私が勤務するA社から支給された平成17年8月及び平成25年12月13日の賞与について、年金記録が確認できないが、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②については、A社の事業主から提出された「平成25年冬季賞与」と記載された資料（以下「賞与支給明細」という。）、請求者から提出された預金通帳の写し、平成25年の給料支払明細書及び同年夏季賞与に係る明細書（以下「給与明細書等」という。）並びに請求者が居住しているB市から提出された平成26年度市民税・県民税申告書に貼付された平成25年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）により、請求者は平成25年12月13日に同社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細、預金通帳の写し、給与明細書等及び源泉徴収票により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、48万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①については、日本年金機構が保管していたA社の請求期間①に係る賞与支払届において、請求者の賞与支給額の欄には「0円」と記載されていることが確認できるところ、事業主は、当該賞与支払届のとおり、請求期間①において請求者に賞与を支給していない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間①当時の給与及び賞与の振込口座はC金融機関B支店であったとしているところ、同支店から提出された平成17年5月から平成18年1月までの期間に係る「要求払預金取引明細表兼残高一覧表」において、A社からの振込記録は確認できるものの、請求期間①に係る賞与が支給されたと推認できる振込記録は確認できない。

さらに、請求者は請求期間①に係る賞与明細書等を所持しておらず、事業主は、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管されていないと回答している上、B市は、保管期限経過のため、社会保険料控除額等が確認できる資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求期間①における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900508号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900106号

第1 結論

請求者のA社における平成9年9月1日から平成11年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年9月から平成10年6月までの期間の標準報酬月額については、20万円から59万円に、平成10年7月から平成11年7月までの標準報酬月額については、24万円から59万円とする。

平成9年9月1日から平成11年8月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年9月から平成11年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年9月1日から平成11年8月1日まで

請求期間における標準報酬月額の記録が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。資料を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書、平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び預金通帳の記録（以下「標準報酬月額関連資料」という。）から判断すると、請求者が請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記事業主により給与から控除されていたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額より、59万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の59万円の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当

時）に対し提出したか否か、また、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、標準報酬月額関連資料で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は、長期間に渡り一致していないことから、事業主は、標準報酬月額関連資料で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900453 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900105 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 8 月頃まで

私は、B市立C中学校(以下「C中学校」という。)を卒業後、A社に昭和 46 年 4 月 1 日に入社し、請求期間において勤務したが、厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

C中学校から提出された「修了者名簿」には請求者について、卒業年月日は「46. 3. 18」、卒業後の方向は「B市 A社」とあること、請求者は、請求期間当時、A社の厚生年金保険に加入している複数の同僚の名前を記憶していること、請求者が名前を挙げていない同僚の 1 名が、請求者が同社において従事していたとする同じ仕事を当該同僚の妻も従事していたと陳述していることなどから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は亡くなってしまっており、現在の事業主は、請求者の勤務実態や厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保管しておらず、50 年近く前のことでの当時の状況をわかる者がいない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者が名前を挙げた同僚 6 名及び請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録を有する者 20 名の合計 26 名に照会したところ、9 名から回答があったが、請求者の勤務実態及び同社における社会保険加入の取扱いについて具体的に記憶している者はいない。

さらに、請求期間に係る A 社の厚生年金保険被保険者原票の被保険者整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる当時の給与明細書等の資料もなく、請求者の請求期間における厚生年金

保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。